



結婚したお二人の新しい門出と 第3子以降の新生児の誕生を祝福します



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

- 【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課
(お問い合わせ：TEL 87-2114)
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝い金10万円
(うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。)

※祝金の支給には、申請が必要です。
次の条件を全て満たしている方が対象となります。

- 【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会(出席者50名以上)を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから6ヶ月以内。
- 【出産祝金】 ①新生児(第3子以降)で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。

北海道電力からのお願い!



○今冬は、電力の安定供給に最低限必要な供給予備力3%以上を確保できる見通しですが、今冬の電力需給見直しには、これまで同様お客さまが継続している定着した節電効果を見込んでおります。

○お客さまにおかれましては、引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力いただきますようお願いいたします。

○詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん節電

検索



作業療法士によるリハビリ相談会を行います!

「関節が動かしにくい」「足腰が弱ってきた」「脳卒中やケガの後遺症でからだが不自由」など、体の動かしにくさや生活に不便を感じている方に作業療法士によるリハビリ相談会を開催いたします。また、からだに合わせた手すりや福祉用具についてもご相談に応じます。

町内には専門的なアドバイスを受ける場所や機会が少ないため、お気軽にご相談下さい。

- 【対象】 羅臼町在住の方
【開催日】 平成29年1月23日(月)～25日(水)
【内容】 NPO法人りらいふ(札幌)の作業療法士が保健師とともにご自宅に伺ったり、ご本人様に役場に来ていただきご相談をお受けします。
【利用料】 無料
【申込み締切】 平成29年1月12日(木)までに下記へご連絡下さい。
【申込み・問合せ】 羅臼町役場保健福祉課 保健師 飯島TEL 87-2161

☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162

情報掲示板 12月26日

私たちの大切な森林を守るため木育を推進しましょう!

◆木育ってなに?

豊かな森林と木材に恵まれた、北海道生まれの言葉「木育」。
木育は、「人づくり」「社会づくり」を目指し、子どもをはじめとするすべての人が木を身近に使っていくことを通じて人と、森や木とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

◆北海道が認定する木育の専門家「木育マイスター」

木育マイスターは、それぞれの得意分野(森林、木材、ものづくり、幼児教育、介護など)を持ち、それらの経験を活かしながら「人とのつながり」によって、さまざまな木育活動をプロデュースしています。

◆木育学習メニュー

木育マイスター及び根室振興局森林室職員による、子ども達に向けた、野外散策や木を使った工作等の様々な木育学習メニューが用意されています。材料費等が無料の学習メニューもありますので、各団体のみなさんのご利用をお待ちしています。



お問い合わせ 羅臼町役場 産業課 水産農林担当 TEL 87-2128
北海道根室振興局森林室 TEL 0153-75-2304

日本脳炎の予防接種について

～平成28年4月から定期予防接種に変わりました～

羅臼町では今年度下記の方(★)を対象としています。
まだ接種をしていない方は早めに接種を済ませましょう。



★平成21年10月2日以降に生まれた方

I期(3回接種) ▶ 生後6か月から90か月(7歳6か月)未満
標準的には3歳で2回、4歳で1回接種
※平成28年4月から3歳児検診で勧奨しています。
※90か月(7歳6か月)未満の方のみ定期接種として公費で受けられます。

II期(1回接種) ▶ 9歳から13歳未満

標準的には9歳で1回接種
※羅臼町では小学校4年生の1年間で接種予定

★平成8年4月2日生～平成11年4月1日生(20歳未満の方)

I期(3回接種)とII期(1回接種)
※接種時に20歳未満の方のみ定期接種として公費で受けられます。

●接種間隔

I期初回 ▶ 6日から28日までの間隔をおいて2回接種
追加接種 ▶ 初回接種後6か月以上(おおむね1年)の間隔をおいて1回接種
II期 ▶ I期終了後、6日以上(おおむね5年以上)の間隔で1回接種

●接種場所

知床らうす国保診療所へ事前に予約をして下さい。
接種の際は、自宅で体温を測り、母子健康手帳を持参して下さい。
※他町に在住等の理由で上記の機関で接種できない場合は、必ず保健福祉課までご相談下さい。

不明な点につきましては、役場保健福祉課までご連絡ください。
羅臼町役場 保健福祉課 保健係 87-2161

65歳以降の定年の引き上げや継続雇用制度の導入を検討している事業主の皆様へ

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業などに対する支援の実施が盛り込まれたことを受け、65歳以上への定年引き上げ等を行う企業に対して重点的に支援を行う65歳超雇用推進助成金制度が創設されました。

概要は次のとおりです。

平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則に以下の制度を規定し、制度を実施した場合に助成(1事業主につき1回限り)

導入する制度	助成額
① 65歳への定年引き上げ	100万円
② 66歳以上への定年引き上げ又は定年の定め廃止	120万円
③ 希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④ 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみ支給

お問合せ、ご相談、申請等については、
独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構北海道支部が窓口となります。
(電話 011-622-3351)